

筑波大学

2019年度第2期（秋学期）授業料免除申請のしおり

《留学生以外用》

《申請期間》

◆ 2019年7月1日（月）～7月31日（水）（締切厳守）

※7月19日（金）までに所属の支援室にて申請書類の確認を受けてください。

《書類等提出先》

◆ 所属のエリア支援室（学生支援・教務）

《結果通知時期（予定）》

◆ 2019年12月中旬

- 海外留学中の者も上記期間の申請が必要です。
 - 上記申請期間に休学中の者は、復学後、10月1日（火）～10月7日（月）の期間内で申請できます。
 - 9月入学者の申請期間は、9月2日（月）～9月20日（金）
 - 10月入学者の申請期間は、10月1日（火）～10月7日（月）が、申請期間です。
- ★以上の者への結果発表も上記と同じになります。

目次 ～書類の提出についての詳細項目一覧～

【必読】授業料免除申請ガイド～全員提出が必要な書類について～	P3
1. 収入に関する書類	…P5
2. 特別控除に関する書類	…P6
3. 独立生計者について	…P8
4. 修業年限超過者について	…P10
5. 家計急変者について	…P11
6. 特別な申請理由がある場合について	…P12
7. 家計・学力基準	…P14
8. 申請上の諸注意	…P15
9. 結果通知について	…P15
10. 授業料免除申請においてよくある質問 (Q&A)	…P16

○ 〔申請対象者〕どんな学生が申請できるの？

- 1) 経済的に授業料の納付が難しい学生は、授業料免除を申請できます。
家計・学力基準がありますので、あてはまるかどうか確認してください。 [p.14参照](#)
- 2) 修業年限超過者は、原則として免除の対象となりません。 [p.10参照](#)
- 3) 10月から3月末までの6か月間在学している必要があり、その期間に休学がある場合は申請できません。早期修了プログラムにより修了する場合は、事前に相談してください。

○ いつ申請するの？

春学期分、秋学期分それぞれの授業料について申請が必要です。

今回の申請は、2019年度第2期（秋学期）分の申請です。

書類確認期間は2019年7月1日（月）～2019年7月19日（金）
提出期限は2019年7月31日（水）厳守です。

○ どこで申請するの？

学生本人が「所属の支援室 学生支援・教務の窓口」へ申請書類を持参してください。

※ 申請期間に窓口に行けない場合等、申請に関して心配なことがある場合は、支援室の窓口にて事前に相談してください。

○ 何を提出すればいいの？

提出書類は大きく分けて、申請書（ホームページからダウンロード）と 収入関係の証明書類 があります。申請者によって提出書類が異なります。また、証明書類の準備には1～2週間かかる場合があります。書類は、原則として本冊子をよく読んで準備することになりますが、個人の事情によっては本冊子に記載のない書類を大学が求める場合があります。このような場合には、大学からの指示に従い、書類をそろえ、提出してください。

申請書類記入の際、消せる筆記用具は使用しないでください。

提出書類

→ 本人（及びその配偶者）以外の収入によって生計を立てている学生

【全員提出】

- 筑波大学授業料免除申請書
- 授業料免除申請者票（兼受理票）
- 添付書類の表紙
- 家族全員（本人・就学者を除く）の、住民税額（所得割・均等割）の記載がある2019年度（2018年分）「課税証明書（非課税証明書）」または「所得証明書」…2019年1月1日に住んでいた市区町村役場で発行され、原本が必要。下段の注意事項を確認。

【該当するものを提出】

- 収入に関する書類 [p.5参照](#)
- 特別控除に関する書類 [p.6参照](#)

→ 独立生計者として申請する学生（[p.8](#), [p.9](#)参照）

【全員提出】

- 筑波大学授業料免除申請書
- 授業料免除申請者票（兼受理票）
- 添付書類の表紙
- 本人（及び配偶者）の、住民税額（所得割・均等割）の記載がある2019年度（2018年分）「課税証明書（非課税証明書）」または「所得証明書」…2019年1月1日に住んでいた市区町村役場で発行され、原本が必要。下段の注意事項を確認。
- 収支状況申告書（様式1）

【該当するものを提出】

- 収入に関する書類（本人（及び配偶者）分） [p.5参照](#)
- 特別控除に関する書類 [p.6参照](#)
- 独立生計者として別途提出が必要な書類 [p.8,9参照](#)

<書類を準備する際の注意！>

★「課税証明書（非課税証明書）」または「所得証明書」の交付を受ける際の注意

所得控除・扶養控除の内訳、住民税額の所得割・均等割の内訳の記載があるものを指定

市区町村役場備え付けの申請書で申し込んだ場合に上記内容のとおりのものでない証明書の提出は認められませんので、不明な場合は役場窓口担当者に確認のうえ取得してください。

マイナンバーの記載のないもの

2018年に学生本人が定職（アルバイトではない雇用）に就いていた場合 または年間合計104万円以上の収入があった場合は、申請の形態に関わらず本人分の証明も必要（P.5も参照）。

★上記の外、下記に該当する者は追加で書類が必要です。詳細は該当ページを参照してください。

●**修業年限超過者**・・・[p.10](#)参照

●**家計急変者として申請する場合**・・・[p.11](#)参照

●**特別な申請理由がある場合**・・・[p.12](#)参照

1. 収入に関する書類

□ 【該当するものを提出】

以下の【表 1】を確認し、該当する区分がある場合には証明書類の写し（コピー）を提出してください。独立生計者で、配偶者がいる場合は、配偶者の証明書類も提出が必要です。

現在受給がなくても、下記所得区分の期間に受給していた場合は、証明書類の提出が必要です。

【表 1】

区分	所得区分	証明書類	発行元
退職者（転職者含む）	2018年分収入	退職所得の源泉徴収票 （死亡退職の場合は不要です）	退職した勤務先
障害、遺族、労災等の年金 （課税証明書（非課税証明書） または所得証明書に記載され ない年金）受給の世帯	2018年分収入	年金振込通知書または年金額改定通知書（様式3に添付：2018年6月頃に通知されたはがき）※注①	日本年金機構
雇用保険受給の世帯	2018年分収入	雇用保険受給資格者証（1面～4面）	ハローワーク
児童手当受給の世帯	2018年分収入	児童手当支給通知書 （児童手当の受給額が分かる書類）	市区町村役場
特別児童扶養手当受給の世帯	2018年分収入	特別児童扶養手当支給通知書 （特別児童扶養手当の受給額が分かる書類）	市区町村役場
傷病手当金受給の世帯	2018年分収入	支給期間、受給額が分かる書類 （様式3に添付）	全国健康保険協会等
課税証明書（非課税証明書）または所得証明書に記載されない手当金、給付金受給の世帯 （例：保険金等）	2018年分収入	臨時所得の受給額が分かる書類 （例：各種健康保険、生命保険で給付された金額がわかるもの（預金通帳に振り込まれた該当部分の写し、振り込み通知書等））	保険会社等
上記以外で一時所得のある世帯	2018年分収入	確定申告書（第一表・第二表）、確定申告を要しない所得については支払書等	税務署等
給付奨学金の受給者（本人以外の就学者分も含む）	2019年度分 給付（見込み）額	給付奨学金の受給額が分かる書類	奨学金給付団体等
生活保護受給の世帯	2018年分収入	生活保護受給証明書等 （保護受給額が分かる書類）	市区町村役場

※注①：年金振込通知書、年金額改定通知書は、再交付申請書をお近くの年金事務所へ提出することにより再交付可能です。また、「ねんきんネット」にユーザID登録すれば、年金の支払いに関する通知書を確認・ダウンロードできます。詳しくは下記URLを参照してください。

- ・ 日本年金機構：年金 Q&A（再発行について）

<http://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/furikomitsuchisho/saihakko/index.html>

- ・ 日本年金機構：年金 Q&A（年金の支払いに関する通知書（電子版）について）

http://www.nenkin.go.jp/faq/n_net/denshi-tsuchisho/index.html

2. 特別控除に関する書類

□ 【該当するものを提出】

下記〈注意点〉を読んだ上で、【表3】を確認し、該当する区分がある場合には証明書類の写し（コピー）を提出してください。

〈注意点〉

●家族数及び家族状況については申請時点を基準とします。

【表3】

区 分	証 明 書 類	発 行 元
申請時点において就学者のいる世帯（高校生以上の分について提出が必要） ※返済不要の給付奨学金受給者については、奨学金の証明も必要（前頁【表1】参照）		
・ 国立の高等学校以上に在籍している就学者	授業料免除実施状況証明書（様式4） ※就学者の授業料免除実施状況は2018年度の実施について証明してください。 （就学者が2019年度入学の場合は、入学年度がわかる学生証、在学証明書等の写しでも可）	当該在学学校
・ 私立、公立の高等学校以上に在籍している就学者	就学者が在籍していることが分かる書類 （例：学生証、在学証明書の写し等）	該当者所持
専修学校の一般課程に在学している生徒および各種学校（予備校・職業訓練校・その他）等に在学している者	当該生徒が申請時現在在籍していることが分かる書類 （例：予備校生証等） （この区分に該当する者については、就学者にはなりません。そのため所得証明書等、収入の証明も必要です。）	該当者所持 当該在学学校
障害者のいる世帯	障害者手帳等	該当者所持
介護認定3以上の者がいる世帯	認定書（介護認定がわかるもの）	該当者所持
家計支持者が勤務場所（仕事）の都合により別居している世帯 （別居地の住居費用を自己負担している場合）	別居していること（住居費の記載を含む）がわかるものとしてアパート等の賃貸借契約書を提出 （2018年1月～2018年12月に入居していたことがわかるもの）	該当者所持

<p>長期療養者のいる世帯（日本国内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月以上にわたる療養が必要と認められた者を対象とします ・ 保険内診療費分のみが控除対象となります。 ・ 診断書のみでは控除となりません ・ 診断書に基づく領収書のみ添付してください。診断とは関係ない領収書を添付しても控除の対象とはなりません。 	<p>・ <u>①～④をすべて提出</u></p> <p>①長期療養者の医療費控除金額内訳書（様式5）</p> <p>②医師等の証明書の写し（6か月以上の療養を必要とされる内容が記載されたもの）</p> <p>③経常的に支出した金額を証明できるもの（領収書等）</p> <p>④高額療養費による払い戻し、各種健康保険、生命保険で給付された金額がわかるもの（預金通帳に振り込まれた該当部分の写し、振り込み通知書等）</p> <p><u>※③と④については、</u> 対象期間（領収日） ：2018年1月～2018年12月</p>	<p>様式5</p> <p>病院</p> <p>薬局・病院</p> <p>看護人 等</p>
<p>災害・盗難等の被害を受けた世帯</p>	<p>・ ①及び②を提出（該当する場合は③も）</p> <p>①罹災証明書</p> <p>②被災額、最低限度の衣料・家具の購入費・修理費等または長期にわたって支出増・収入減が予想される年間金額を証明できるもの（家屋修理の領収書、確定申告書等）</p> <p><u>※②については、</u> 対象期間：2018年1月～2018年12月 （③）補てん額がわかる証明書等 （災害等の被害により、保険・損害賠償等による補填を受けた場合）</p>	<p>市区町村役場 契約先 等</p>

3. 独立生計者について

独立生計者としての認定を希望する場合は、必要書類を追加提出してください。（独立生計者の認定は大学側が行います）

なお、独立生計者として認定できるのは、申請の**前月**時点において次の（i）～（iii）のいずれかに該当し、実質的に引き続き独立して生計を維持していると認められる者とします。

- （i）本人又は配偶者に恒常的収入（奨学金（貸与も含む）、アルバイト収入及び退職金等の預貯金による生活者を含む）があるもので、父母等と住民票上及び現に住居を別にし、父母等から経済的支援を受けていない者（所得税法上の父母等の扶養親族になっておらず、国民健康保険に本人又は配偶者が世帯主として加入又は社会保険に本人又は配偶者が被保険者として加入していることが必須）。
- （ii）本人または配偶者が日本学術振興会の特別研究員または博士後期課程相当に在籍する NIMS ジュニア研究員（それに準ずる研究員制度の研究員を含む。）である者。
- （iii）配偶者が本学グローバル教育院（EMP）の学生である者。

〈注意点〉

- ★ 独立生計者は申請者本人の収入に基づいて申請することになりますが、配偶者がいる者については配偶者を別生計とすることはできませんので、配偶者の収入も申告してください。

上記にあてはまり、独立生計者として申請する場合は下記の書類を追加提出する必要があります。

□ 【該当するものを提出】

次頁【表4】を確認し、該当する区分の証明書類を提出してください。

また、【表5】の区分に当てはまる場合、独立生計に至った以降の収入状況を把握するため、【表5】の証明書類も追加で提出が必要です。

【表4】

区分	証明書類	発行元
本人または配偶者が日本学術振興会特別研究員	採用決定通知書の写し (採用以降 学振以外の収入があればその証明も必要)	日本学術振興会
本人または配偶者が NIMS ジュニア研究員 (博士後期課程相当の学生に限る)	契約書の写し (採用以降 NIMS 以外の収入があればその証明も必要)	物質・材料研究機構
配偶者が本学グローバル教育院 (EMP) の学生	本学グローバル教育院の採用決定通知書の写し	大学
上記以外の者	<p>・①～④をすべて提出</p> <p>①所得税法上、父母等の扶養でないことがわかる書類 父母等の所得証明書 (記載省略不可)、父母等の源泉徴収票の写し等⇒ただし、本人の前年までの給与収入が104万円以上の者、及び配偶者の扶養に入っていることを証明できる者は不要</p> <p>②独立して生計を立てていることを証明する書類 (必須提出書類である課税証明書/所得証明書だけでは現在独立して生計を立てていることを証明できない場合) ※以下の例を参考に、個々の事情を勘案して用意すること [例] ・「年収見込証明書 (様式2)」または「3か月分の給与明細書等」 ・預貯金のみを切り崩して生活している場合、預金残高のわかる通帳の写し ・奨学金の貸与または給付を受けている者は、その証明。 ・配偶者の扶養に入っている場合は、それを証明できる書類</p> <p>③本人の住民票原本 (世帯全員のもの/マイナンバー記載不可) ・世帯主が本人または配偶者となっているもの</p> <p>④父母等の扶養となっていない健康保険証の両面の写し (提出の際、窓口で原物も提示して下さい) ・国民健康保険：世帯主名＝本人又は配偶者 ・健康保険：被保険者＝本人又は配偶者</p>	市区町村役場等

以下の【表5】区分に該当する場合は上記提出書類に加えて追加で証明書類を提出してください。

【表5】

区分	証明書類 (追加で提出)
2019年(申請の前月までに独立生計者となった者)	本人 (配偶者を含む) の独立生計者に至ってからの年収が分かる証明書類 (例：直近3か月分の給与明細書または年収見込証明) ※申請書には独立生計になってからの収入(見込)12か月分を計算して記入

4. 修業年限超過者について

修業年限超過者とは、在学期間が最短修業年限を超えた者です。下記の基準日における修業年限超過期間が1年以内の者で、(i)～(iii)のいずれかに該当する者は選考のうえ授業料免除の対象とすることがあります。特別な理由がない場合は免除の対象となりません。

基準日：2019年度第2期（秋学期） 2020年3月31日時点

(i) 休学により、卒業（修了）が延期となった場合

（例）学群4年生の春学期を休学したため、その年度では修業年限が足りず、翌年度末に卒業予定となった。結果的に修業年限を半年超えることとなった。

(ii) 留学により、卒業（修了）が延期となった場合（単位不足の場合は不可）

(iii) その他

- ① 休学するのに必要な期間（2か月）に満たない期間の病気療養で単位修得できなかった場合
- ② 本人が障害者である場合
- ③ その他の特別な事由があると認められる場合

上記に該当する場合は、修業年限超過者として下記の書類を追加提出してください。

【全員提出】面接票（様式6）

…詳細は、**<面接の実施>**を参照してください。

【該当するものを提出】

【表6】を確認し、該当する区分がある場合には証明書類の写し（コピー）を提出してください。

【表6】

区分	証明書類	発行元
休学するのに必要な期間（2か月）に満たない期間の病気療養で単位修得できなかった場合	診断書等	病院
留学により、卒業（修了）が延期となった場合	留学の証明書	本学または留学先の大学
本人が障害者である場合	障害者手帳等	該当者所持

<面接の実施>

修業年限超過者または「申請理由「事情（その他）」」で申請する者は、面接を受けた上で面接票を提出する必要があります。

- 面接教員：原則としてクラス担当教員または指導教員

学生本人が先生と連絡をとって面接をお願いしてください。先生の不在等により面接を実施できない場合は、書類確認期限までに支援室へ行き、ご相談ください。

- 面接票（様式6）

申請者記入欄に記入の上、面接時に持参し、先生に面接者記入欄への記入をお願いしてください。面接終了後、各自が用意した封筒に面接票を入れ、他の書類とあわせて提出してください。

5. 家計急変者について

○ 「家計急変」について

家計急変とは、家計支持者が「前年の中途または当年（2018年1月1日～申請時現在まで）に「失職」または「廃業」※し、その状態が現在も続いている場合をさします。また、家計支持者の死亡、離婚に伴う家計支持者の変更の場合もこれにあたります。

※ここで言う「失職」または「廃業」とは、本人の責によらないやむを得ない理由によるもので、予期せぬ事由の場合に限ります。

例えば、倒産や解雇（懲戒を除く）、病気による就業継続困難等の「本人に働く意志があるのに、突如仕事を辞めざるを得なくなった場合」があてはまります。本人の意志で辞職した場合や定年退職（含有期契約）等、事前に職を失うことが予測できたような場合には、「家計急変」にはあたりません。自営業の場合は、家計支持者が年金を受給していない場合の廃業のみ「家計急変」となります。

○ 申請の方法について

「家計急変」として申請する者は、上記の条件を満たしている場合に限り、**当年（2019年（年収見込み））**の家族全員の収入金額（見込みの収入を含む）を総収入金額とすることができます。なお、「家計急変」に該当するかどうかは書面により大学が判定するため、本人が希望した場合でも認められない場合があります。

○ 家計急変申請する場合の追加提出書類について

下記の書類を追加提出してください。

- 【全員提出】本人・就学者を除く、家族全員の2019年の収入（年収見込み）証明書
申請時点で提出可能な2019年の収入証明を提出してください。家族全員分（本人・就学者を除く）必要です（前年の中途の家計急変の場合は、急変後の源泉徴収票の写し（または3か月分の給与明細の写し）でも可）。本人が家計支持者で独立生計者として申請する場合は、本人及び配偶者分の証明を提出してください。

また、退職を伴う場合は、退職所得の源泉徴収票の写しを提出してください（死亡退職の場合は不要です）。

- 【該当するものを提出】

次頁【表7】を確認し、該当する区分がある場合は証明書類の写し（コピー）を提出してください。

○ その他のチェック

- 申請書の表面の「③2019年度第2期（秋学期）家計急変申請希望者」欄に必要事項を記入してください。
- 添付書類の表紙の「5 申請者区分、①-Ⅳ家計急変者」にチェックしてください。

【表7】

区分	証明書類	発行元
会社員の失職		
家計支持者が 倒産・解雇された場合 (有期契約、懲戒を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証(1面~4面)※注② 離職理由が記された退職証明書等 (前年の中途または当年に、家計支持者が解雇等やむをえない事由により失職したことを証明する書類) 	ハローワーク 勤務先等
病気による 就業継続困難	<ul style="list-style-type: none"> ①及び②を提出 ① 診断書(就業継続困難の原因となった症状のもの) ② 離職理由が記された退職証明書等 	病院 勤務先等
自営業の廃業		
家計支持者の 倒産による廃業	<ul style="list-style-type: none"> ①及び②を提出 ① 確定申告書(廃業した年のもの) ② 廃業届 	該当者所持
家計支持者の 病気による廃業	<ul style="list-style-type: none"> ①及び②を提出 ① 診断書(就業継続困難の原因となった症状のもの) ② 廃業届 	病院 該当者所持
家計支持者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ①死亡診断書、戸籍謄本等変更されたことがわかるもの ②遺族年金振込通知書(死亡後に遺族年金がある場合) 	病院等 市区町村役場等

※注②：雇用保険受給資格者証の離職理由コードは下記を表しています。

「11(1A)」、「12(1B)」：解雇 「31(3A)」：倒産、自己都合退職等

6. 特別な申請理由がある場合について

下記の【表8】にあてはまる場合は、特別な申請理由がある者として申請できます。

【表8】

申請理由	詳細
事情(死亡)	授業料納付期限前6か月以内※注③において、家計支持者が死亡し、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
事情(災害)	授業料納付期限前6か月以内※注③において、家計支持者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者 (罹災証明書等で半壊、床上浸水程度以上の者とする)
事情(失職)	授業料納付期限前6か月以内※注③において、家計支持者が解雇等やむを得ない事由により失職し、著しく経済的に困難をきたしている者 (家計支持者の失職には、自己都合退職、定年退職および本学への入学のために退職した等は含まれません。)
事情(その他)	その他上記に相当するような特別な事情※注④があると認められる者

※注③：授業料納付期限前6か月以内：2019年6月1日~2019年11月30日

(ただし、2019年度10月期新入生の場合は、納付期限前1年以内を対象期間とする。

授業料納付期限前1年以内：2018年12月1日~2019年11月30日)

※注④：修業年限超過に関する事情は、該当しません。

前頁【表8】のうち「事情（その他）」以外のいずれかの理由にあてはまり、特別な事情がある者として判定された場合は、学力の基準（次頁参照）は適用されません。

事情（死亡）、事情（災害）、事情（失職）での申請において、通常の申請期限後の事由発生の場合は締切後でも申請が可能です。その場合、所属支援室に速やかに申し出てください（最終申請期限：授業料納付期限）。

書類は下記の点に注意して準備してください。

- 授業料免除申請書、授業料免除受理票の該当する申請理由にチェックしてください。
- 【該当するものを提出】
【表9】を確認し、該当する区分がある場合には証明書類を追加提出してください。

【表9】

申請理由	証明書類	発行元
事情（死亡）	・死亡診断書等の写し （授業料納付期限前6か月以内において、家計支持者が死亡したことを証明する書類）	病院等
事情（災害）	・罹災証明書等の写し （授業料納付期限前6か月以内において、家計支持者が被災したことを証明する書類）	市区町村役場等
事情（失職）	・雇用保険受給資格者証（1面～4面）、離職理由が記された退職証明書等の写し （授業料納付期限前6か月以内において、家計支持者が解雇等やむをえない事由により失職したことを証明する書類）	ハローワーク 前職場等
事情（その他）	・面接票 ・その他大学から提出が必要であると指示を受けた書類	様式6 その他

7. 家計・学力基準

授業料免除は、世帯の収入および本人の学力により判定されます。学力・家計の基準の詳細については下記 URL ページにある「選考基準」を参照してください。

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/schoolexemption.html>

[例] 以下の家計基準は 4人世帯の場合の参考例です。

より詳しく知りたい場合は上記 URL を参照してください。

● 家計基準

4人世帯（両親、学生(日本人・自宅外通学)、公立高校生(自宅通学)）の場合、免除対象となるおおよその収入限度額は【表10】【表11】の通りです。なお、収入基準額以内の場合でも予算状況により免除されないことがありますので、あくまで目安としてください。

【表10】給与所得のみの場合

収入基準額（千円）			
学群 ※(半額・一部免除)	博士前期課程相当 ※(半額・一部免除)	博士後期課程相当 (半額免除)	博士後期課程相当 (全額免除)
6,550	6,850	8,280	5,620

※全額免除については、予算により実際の免除に変動があるため示していません。

【表11】給与所得以外の場合

収入基準額（千円）			
学群 ※(半額・一部免除)	博士前期課程相当 ※(半額・一部免除)	博士後期課程相当 (半額免除)	博士後期課程相当 (全額免除)
3,970	4,270	5,700	3,310

※全額免除については、予算により実際の免除に変動があるため示していません。

● 学力基準

新入生（編入生を含む）は、本学の入学者選抜試験の合格をもって優秀とみなします。在學生は、前年度までの総計で定められた単位を修得し、かつ成績の平均値が3.2以上であることが基準です。この場合の平均値とは、成績評語のA+およびAを5点、Bを3点、Cを2点に換算し、次の算式により算出します。

$$\frac{(A+およびAの単位数 \times 5) + (Bの単位数 \times 3) + (Cの単位数 \times 2)}{\text{総修得単位数}} = \text{平均値}$$

8. 申請上の諸注意

- (1) 授業料免除申請後は、授業料免除の許可・不許可が判明する前には授業料を納付しないでください。納付した場合には、申請を取り消したものとみなします。なお、授業料納付を口座振替にしている学生については、結果が出るまでは引き落とされないよう大学側で設定します。
- (2) 授業料免除額は、納付すべき授業料（各期分）の全額または一部に相当する額とします。
- (3) 免除判定結果は毎回保証されるものではありません。その年度の予算状況等により、結果は変動します。
- (4) 授業料免除の申請後に休学または退学をしなければならなくなった者は、すぐに所属支援室学生支援・教務まで申し出て「授業料免除等申請辞退届」を提出してください。その者は、今期の授業料免除の対象とはなりません。
- (5) 申請時に書類の不備がある場合（必要事項の記入漏れ、添付書類の不足等）は、申請書類を受理できませんので、**書類確認期限**までに確認を受けてください。
- (6) 提出された申請書および各種証明書類等により取得した個人情報については、授業料免除等の選考業務以外には使用しません。
- (7) 虚偽の申請が発覚した場合は、免除判定を出した場合でもその後判定を取り消すことがあります。申請書類等には必ず事実を記載してください。

9. 結果通知について

○ どうやって結果は通知されるの？

結果は所属の支援室 学生支援・教務の窓口で申請者が通知文書を受け取るかたちで通知されます。

○ いつ結果は分かるの？

2019年度第2期（秋学期）は 2019年12月中旬 を予定しております。

（結果通知時期はあくまで予定です。多少通知が遅れることもありますのであらかじめご了承ください。）

詳しい結果発表日については、日付が決まり次第ホームページ（キャンパスライフ⇒奨学金・修学支援トップ⇒NEWS）及び学生向け Web 掲示板システム（TIPS）に結果通知日付を記した文書を掲載しますので、定期的にチェックするようお願いいたします。

○ 結果が「不許可」「半額（一部）免除」の場合いつまでに支払えばいいの？

結果通知文書に「納付期限」を記載しますので、結果通知文書を確認の上、そこに記載された納付期限までにお支払いください。なお、徴収猶予許可者は第2期の場合、2月末が納付期限で、払込票による納付となり、払込手数料の負担が必要となります。

10. 授業料免除申請においてよくある質問 (Q&A)

項目	No	質問	回答
証明書類	1	課税証明書（原本）の提出は誰の分において必要でしょうか？	原則として、課税証明書（原本）は家族全員分（本人及び就学者を除く）が必要です。ただし、2018年に学生本人が定職（アルバイトではない雇用）に就いていた場合、または年間合計104万円以上の収入があった場合は、申請の形態に関わらず本人分の証明も取得のうえ提出してください。独立生計者の場合は本人（及び配偶者）の所得証明書を提出してください。
	2	年収見込証明書（様式2）はどのような場合に作成が必要ですか？	2019年中に新たに独立生計者となった場合や家計急変申請する際に、申請時点では給与明細書等が発行できない場合、「収入（見込み）を証明する書類」として使用してください。
	3	年金通知書を紛失しました。どうすればよいのでしょうか？	年金事務所等で再交付が可能です。詳細な方法については、日本年金機構ホームページを参照して下さい。
	4	家計急変申請において、家族全員分（本人及び就学者を除く）の2019年の収入（見込み）証明書とは具体的にどのような証明をいうのでしょうか？	2019年に入ってから申請時現在に至るまでの収入の証明書を提出してください。例えば【父＝失職中（雇用保険受給中）、母＝パート収入、祖母＝年金】の場合の証明書は、父＝受給中の雇用保険の証明書、母＝直近3か月の給与証明書、祖母＝受給中の年金に関する直近の証明書を提出してください。
収支状況申告書	1	留学生以外の者も収支状況申告書（様式1）を提出する必要はありますか？	独立生計者でない場合は必要はありません。「収支状況申告書」は独立生計者または留学生のみ提出が必要な書類となります。
免除申請書	1	日本学術振興会の研究奨励金をもらっていますが、申請書のどこに記入すればよいでしょうか？	申請書裏面⑥家族及び所得の「給与収入金額」欄に記入して下さい。なお、当該収入は3割まで研究遂行経費となるため、源泉徴収票において、課税対象外となっていますが、免除申請においては、全額(240万円)を記入して下さい。
	2	父が自営業を営んでいる場合の所得について、課税証明書のどの金額を申請書の収入欄に記入すればよいでしょうか？	課税証明書の事業所得に記載されている金額を申請書裏面⑥家族及び所得[給与収入以外の所得欄、事業所得（営業・農業等）]に記入してください（千円未満四捨五入）。詳しくは、同じくホームページに掲載してある「課税証明書の見方」を参照して下さい。
	3	独立生計者ですが、配偶者と別居している場合、申請書への記入は必要でしょうか？	配偶者と別居している場合でも、別生計とすることはできません。申請書への記入が必要です。
	4	独立生計者ですが、貸与奨学金で生活している場合、どのように記入すればよいでしょうか？	貸与奨学金の額については、申請書裏面には記入しないでください。ただし、収支状況申告書の「貸与奨学金」欄には貸与月額を記入してください。
	5	家族が多く、「就学者を除く家族」や「2019年度就学者」の欄に書ききれない場合、どのようにすればよいでしょうか？	申請書をコピーして記入の上、添付して下さい。
制度	1	修業年限超過2年目ですが、申請することは可能ですか？	超過2年目は原則として免除の対象になりません。事情を説明のうえ、ご相談ください。
その他	1	記入ミスした場合の訂正方法を教えてください。	誤記入箇所を横線で消して、余白に記入して下さい。訂正印は不要です。

説明は以上になります。このしおりを熟読した上で、それでも分からない事がある場合は、所属支援室（学生支援・教務）または学生生活課経済支援（スチューデントプラザ3階）にご質問ください。